

生命の海科学館見直し検討委員会要綱（案）

（設置）

第1条 蒲郡市は、次条の目的を達成するため生命の海科学館見直し検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 委員会の目的は、次に掲げる事項とする。

- (1) 生命の海科学館（以下「施設」という。）に対する廃止論、存続見直し論等、相反する両極の市民の意見を踏まえた中で、蒲郡情報ネットワークセンターとの係わりについても整理した上で、施設の設置経緯や廃止・見直し等に係る制約事項等を整理し、市民にとって最善となる活用方法を検討する。

（協議事項）

第3条 委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 施設の存在意義、役割及び使命に関する事項
- (2) 施設に係る制約事項等の整理に関する事項
- (3) 施設の存続見直し及び廃止に関する事項
 - 存続見直しの場合
 - (ア) 運営体制及び経営体制に関する事項
 - (イ) その他見直しに必要となる事項
 - 廃止の場合
 - (ア) 新たな事業に関する事項
 - (イ) 運営体制及び経営体制に関する事項
 - (ウ) その他廃止後の運営に関し必要となる事項
- (4) その他運営全般に関し必要となる事項

（委員会の構成等）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員によって構成する。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- 2 委員の任期は、検討結果報告書を市長に報告する日までとする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
- 4 委員会に委員長の指名により副委員長を置く。

（委員会の運営）

第5条 委員長は、委員会を召集し、主宰するとともに会務を総理する。

- 2 委員会は、必要があると認めるときは、関係する職員等の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（会議の公開）

第6条 委員会の会議は、公開を原則とする。

（事務局）

第7条 委員会の事務局は、企画部企画広報課（蒲郡情報ネットワークセンター・生命の海科学館）に置く。

（雑則）

第8条 委員会はこの要綱に定めるもののほか、その運営に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この要綱は、平成 年 月 日から施行する。